

＜不動産鑑定業の変更登録申請＞ 提出書類チェックリスト

提出書類	提出時期
不動産鑑定業者変更登録申請書	変更理由発生後遅滞なく提出。 法定様式 (宮崎県庁ホームページ「申請書ダウンロード」→「組織別一覧」→「県土整備部[用地対策課]申請書等一覧」→「不動産鑑定業者変更登録申請書」)

No.	該当事由	書類の名称	法人	個人	チェック欄	備考(添付書類等)
1号	名称又は商号	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書	○	不要		現在事項証明書で可。ただし、役員の就任、退任が反映されたものであること。

2号	(個人の場合) 氏名	住所及び氏名を確認できる身分証明書の写し	/	○		婚姻等により姓の変更があった場合等に提出する。 有効期限内のものに限る。マイナンバーカードの場合は表面のみ
	(法人の場合) 役員氏名	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書	○	不要		役員の就任、退任が反映されたものであること。
		登録申請者(役員)の略歴書	○	不要		新たに就任する役員の略歴書のみ必要(退任のみの場合は不要) 役員が専任不動産鑑定士を兼ねている場合には、登録申請者(法人役員)としての略歴についても提出要 代表取締役は退任するが、取締役役に就任する場合やその逆(取締役→代表取締役)の場合にも必要 記名で可
		法第25条各号に定める役員の欠格事項がない旨の宣誓書	○	○		① 当社は、法第25条第1号、第2号、第4号、第5号に該当しないことを誓約します。(法人のみ) ② 私は、法第25条第1号～第5号に該当しないことを誓約します。 退任のみの場合は不要、記名で可

3号	事務所の名称及び所在地	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書	○	不要		変更後の法人所在地が反映されたもの
	案内図		○	○		事務所の所在地が分かる地図等の写し (法人)登記事項証明書で事務所所在地が確認できない場合…賃貸借契約書(写)等 (個人)本人住所地に事務所を設ける場合…住所及び氏名を確認できる身分証明書の写し 有効期限内のものに限る。マイナンバーカードの場合は表面のみ 本人住所地以外に事務所を設ける場合…賃貸借契約書(写)等

4号	専任不動産鑑定士の氏名	専任不動産鑑定士の任命書、辞令又は従事証明書	○	△		個人の場合で、登録申請者自らが専任鑑定士となる場合には不要
		不動産鑑定士登録通知書の写し	○	○		国土交通省発行の登録証明書の写しでも可
		専任不動産鑑定士の住所及び氏名を確認できる身分証明書の写し	○	○		個人業者で代表者と専任鑑定士が異なる場合は、代表者の身分証明書の写しも必要 有効期限内のものに限る。マイナンバーカードの場合は表面のみ
		専任不動産鑑定士の略歴書	○	○		専任不動産鑑定士が法人役員に就任する場合には、法人役員としての略歴書についても提出が必要。 記名で可